

千葉県学校教育審議会の公開及び議事録の作成等について

平成29年6月19日

千葉県学校教育審議会

1 会議の公開の取扱い

- (1) 千葉県学校教育審議会は、原則として公開とする。
- (2) ただし、会議の全部又は一部を非公開とする必要がある場合は、会長がその旨を決定するものとする。

2 議事録の確定

- (1) 会議の議事録は、事務局が作成した議事録案を出席委員が確認し、会長が承認することにより確定するものとする。
- (2) 前号の承認は、会長の署名により行うものとする。
- (3) 議事録確定後は、市のホームページに公開するものとする。